

平成25年監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成25年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理を行つていただきますようお願いします。

【監督実施状況】

平成25年に当署の労働基準監督官が事業場を臨検する等により定期監督等を実施した事業場は192件でした。このうち何らかの法違反が認められ是正勧告等を行つた事業場は942件で、違反率は79・0%でした。前年の違反率73・6%と比べると違反率が5・4ポイント増加しました。なお平成25年は、前年に比べて81件監督件数が増加しましたが、これは主に商業のほか、接客娛樂業を対象に集中的な監督指導を実施したためです。労働安全衛生法違反が

認められ、労働災害の急迫した危険があるため、対象物件の使用停止命令、機械設備の補修取替え等の変更命令、当該危険個所への立入禁止命令、当該作業の停止命令などの行政処分を行つたものは38件あり、前年の34件と比べて4件増加しました。挾まれ・巻き込まれのおそれのある機械や、墜落危険箇所に対する命令が増加したのが特徴です。

○法違反の状況

主要な法違反の状況を見ると、違反件数は、労働基準法関係では、36協定の未締結や不適切運用などの労働時間に関する

ものが397件と最も多く、次いで賃金不払残業や割増賃金の単価不足などの割増賃金に関するもの246件、就業規則の未作成、未届出などに関するもの173件、労働条件通知書の未交付や項目漏れなどの労働条件の明示に関するもの194件の順となっていいます。前年と比べて、特に労働時間に関する違反は38件、就業規則に関する違反は30件、労働条件の明示に関する違反は64件も増加しました。

これは、本年度が第12次労働災害防止計画の初年度であり、安全衛生体制の確立や、商業・接客娛樂などの第3次産業における労働災害防止の觀点で行政指導を行つたた

7件、次いで機械の安全装置不備や墜落防止対策の未実施などの安全基準に関するもの180件、フォークリフト、クレーン、動力プレス、乾燥設備、局所排気装置などの定期自主検査に関するもの88件、局所排気装置の未設置、有害物に関する表示なし、防じんマスクの未着用などの衛生基準に関するもの88件、衛生管理者の未選任に関するもの77件、足場、型枠、掘削、動力プレス、乾燥設備などの作業主任者の未選任やその職務未実施などに関するもの73件の順となっています。前年と比べ、安全基準に関する違反は21件、安全衛生委員会等に関する違反は20件、健康診断に関する違反は20件、健康診断に関する違反は21件、安全衛生省における過重労働や賃金不払残業解消に関する影響で、個別の事業場における過重労働や賃金不払残業解消に関する当署への相談や投書、厚生労働省への情報メールが大幅に増加しました。

このため、労務管理に問題があるおそれのある個別事業場に限らず、長時間労働や過重労働による健康障害のおそれがあ

めです。

○現状と問題点、今後の指導方針

平成25年は、アベノミクス効果により、製造業や建設業を中心に生産量や工事量の増加が顕著となり、これに伴い労働時間の増加や有給休暇の取得率の低下が認められ、特に建設業では、人手や材料の不足から長時間労働が顕在化しています。また、9月1日の全国一斉相談、「ブラック企業」が流行語として浸透、労働基準監督署を舞台としたテレビドラマの放映などに関するものの73件の違反は81件増加しました。これは、本年度が第12次労働災害防止計画の初年度であり、安全衛生体制の確立や、商業・接客娛樂などの第3次産業における労働災害防止の觀点で行政指導を行つたた

平成 25 年 監督実施状況及び措置状況

名古屋北労働基準監督署

業種	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率(%)	使用停止等処分事業場数	違反状況(労働基準法・最低賃金法)							違反状況(労働安全衛生法)							じん肺法定期健康診断 計画の届出							
					労働条件の明示	賃金不払	最低賃金効力	労働時間	割増賃金	就業規則	労働者名簿	賃金台帳	安全管理者	衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会等	安全基準	衛生基準	定期自主検査	安全衛生教育						
製造業	303	238	78.5	26	25	14	16	91	43	31	0	7	4	20	62	18	95	74	22	23	28	91	3	15		
建設業	155	120	77.4	8	3	3	0	16	11	3	0	2	0	1	7	1	50	12	1	1	0	0	9	7	0	
運輸交通業	96	85	88.5	0	16	9	2	60	13	6	0	5	3	6	0	9	12	1	5	0	2	0	34	0	0	
商業	293	225	76.8	2	76	49	8	105	69	59	5	58	1	10	3	12	9	0	5	0	4	0	83	0	0	
保健衛生業	45	42	93.3	0	9	10	2	21	19	15	1	9	0	6	0	4	0	1	1	0	0	0	20	0	0	
接客娯楽業	90	78	86.7	0	41	12	1	38	16	22	0	19	1	6	0	3	2	0	0	0	0	0	48	0	0	
その他の事業	111	81	73.0	0	14	9	1	36	31	19	0	12	0	15	0	12	0	0	0	0	1	0	0	31	0	0
上記以外の業種	99	73	73.7	2	10	10	0	30	44	18	3	43	1	13	1	2	12	0	2	0	1	0	21	0	0	
合 計	1,192	942	79.0	38	194	116	30	397	246	173	9	155	10	77	73	61	180	88	24	30	28	337	10	15		

※複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。

(件)

る業種に対する監督指導を平成 26 年も継続して実施します。

○その他

定期監督等とは、労働基準行政運営方針に基づき対象事業場を選定し、労働関係法令の遵守を目的に一般労働条件の確保、労働災害防止を図るために労働災害防止を行なう定期監督と労働災害の発生を契機として随時に行なう災害時監督、災害調査のことです。定期監督は、個別の情報や過去の違反状況や法定届出の提出状況などを参考に、その対象事業場を選定しています。定期監督等の結果、問題が認められた場合は、原則として是正勧告や使用停止命令などを用いて改善をお願いすることになりますが、改善がない、あるいは同じ違反を繰り返す悪質な事業者に対しても司法処分を行うな

ど厳正な対処をします。

【申告処理状況】

申告とは、事業場が労働関係法令に違反している事実を労働者が労働基準監督機関に申し立てる

ことをいいますが、その多くは労働者自身の権利救済的目的に行われます。申告を受けて労働基準監督官は、申告処理を行うため、事業場を臨検し、又は事業主や労働者の出頭を求めて法違反の有無を調査し、違反が認められた場合には、是正勧告などにより改善を求めます。

平成 25 年の申告処理件数は 410 件と、前年と比べ 36 件減少しました。過去、申告処理件数は景気の動向と連動しており、このことから平成 25 年は前年より景気回復基調にあることがうかがえます。

○申告内容

申告事案のうち、最も多い賃金不払事案は減少して 304 件となりましたが、全体の約 4 分の 3 を占めています。次いで、不払とは逆に 17 件増加しています。これは、労働者個人の知識及び権利意識の向上が影響しているものと思われます。申告処理件数と申告内容については、前年と比べ減少していますが、実上の事業廃止に伴う賃金の立替払制度の申請件数に減少傾向は認められません。

○業種別件数

申告事案を業種別にみると、前年同様に接客娯楽業が 92 件と最も多く、

次に商業の 68 件となっています。当署は、中区、東区などの繁華街を管轄に持つことから、非工業的業種が過半数を占めています。

特に飲食店は興亡が激しく、経営者が労働関係法令に疎い場合も見受けられます。